

八王子市中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成要綱

平成25年11月12日

改正 平成30年 8月16日

改正 平成31年 3月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって難聴児の健全な発達を支援することを目的とする。

(助成対象児童)

第2条 本事業の対象児童は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 八王子市内に居住している18歳未満の児童
- (2) 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象となる聴力ではない児童
- (3) 両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

(助成対象から除く児童)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 助成対象児童又はその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、助成決定を行う月の属する年度(助成決定を行う月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の所得割の額が46万円以上である場合
- (2) 助成対象児童が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令に基づき、補聴器の給付等を受けることができる場合

2 前項第1号の所得割の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第2号イに規定する所得割の額とする。

3 第1項第1号に規定する所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第26条の3の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「助成対象児童又はその属する世帯の他の世帯員」と読み替えるものとする。

(対象補聴器等)

第4条 助成の対象は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)別表1(5)に規定する基本構造を満たす補聴器の購入経費とする。

2 補聴器の種類、1台当たりの基準価格(以下「基準価格」という。)及び耐用年数は、別表1のとおりとする。

3 原則付属品及び修理に係る経費は対象外とする。ただし、医師の意見により、市長が必要と認める場合には、別表2の付属品を加算することができる。

4 別表1の「耐用年数」欄及び別表2の「備考」欄に掲げる年数の取扱いは、補聴器等を使用する児童の年齢、生活状況又は聴力の状況によって、耐用年数に相当の長短が予想されるので、更新の際は実情に沿うよう十分配慮するものとする。なお、災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補聴器等の購入費の一部を助成できるものとする。

5 別表1の「備考」欄に掲げる「補聴器の装用に關し専門的な知識・技能を有する者」とは、補聴器の販売業者（以下「補聴器業者」という。）に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とする。

（助成台数）

第5条 補聴器は、装用効果の高い側の片耳分への助成を原則とする。ただし、医師の意見により、市長が教育上、生活上等特に必要と認めた場合は、両耳分として2台を助成対象とすることができるものとする。

（助成金の算定基礎）

第6条 この助成金の算定基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、対象者が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を購入する経費（以下「購入費」という。）として市長が必要と認める額と別表1及び別表2の基準価格とを比較して少ない方の額とする。ただし、前条ただし書の規定により両耳に装用する場合の助成金の算定基礎額は、左右のそれぞれの耳について購入費と別表1及び別表2の基準価格とを比較して少ない方の額とする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、算定基礎額の10分の9（1円未満に端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とし、算定基礎額を超える部分については助成の対象にしない。ただし、助成対象児童が市町村民税世帯非課税者又は被保護者等（政令第43条の3第2号中「補装具費支給対象障害者等」とあるのを「助成対象児童」と、「同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第76条第1項の申請に係る障害者に限る。））にあつては、その配偶者に限る。）」とあるのを「同一の世帯に属する者」と、「補装具の購入等があった」とあるのを「助成決定を行う」と読み替えた場合に、同号に掲げる区分に該当する者をいう。）である場合の助成金の額は、算定基礎額の10分の10とする。

（助成申請）

第8条 補聴器購入費の助成を希望する対象児童の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請書（様式略）に、次に掲げる書類を添付して、補聴器を購入する前に、市長に申請しなければならない。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による耳鼻咽喉科医師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（耳鼻咽喉科）の医師又は助成対象児童の主治の医師たる耳鼻咽喉

科医師が、助成対象児童の聴力検査等を実施し交付した中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成意見書（様式略。以下「意見書」という。）

（２） 意見書に基づき、補聴器業者が作成した見積書

（３） 対象児童の属する世帯全員の市町村民税の額を証明する書類

（４） その他市長が必要と認める書類

２ 前項第２号の見積書について、デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合による加算（以下「デジタル式補聴器調整加算」という。）をするときには、補聴器業者はその調整を行う者の氏名及び資格等を明記しなければならない。

３ 第１項第３号の書類について、申請者の同意に基づき他の方法により確認することができる場合は、提出を要しない。

（助成決定）

第９条 市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は却下を決定する。助成を行うことを決定したときは、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成決定通知書（様式略。以下「助成決定通知書」という。）及び中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費支給券（様式略。以下「支給券」という。）により、助成を行わないことを決定したときは、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請却下通知書（様式略）により申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入）

第１０条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、助成決定通知書に記載された補聴器業者から補聴器を購入するものとする。

２ 助成決定者は購入する際、費用の全額を補聴器業者に支払うものとする。この場合において、補聴器業者は、当該支払いをした助成決定者に対し領収書を交付しなければならない。

（助成金の請求及び支払い）

第１１条 前条の規定により、補聴器業者から補聴器を購入し費用の全額を支払った助成決定者は、市長に対し、第９条の規定により決定した助成金の額を、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金請求書（本人請求用）（様式略）に次に掲げる書類を添えて、請求するものとする。ただし、デジタル式補聴器調整加算がない場合は、第３号に掲げる添付書類の提出は要しない。

（１） 支給券

（２） 前条第２項に規定する領収書

（３） 補聴器業者が交付した中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成デジタル式補聴器調整証明書（様式略。以下「デジタル式補聴器調整証明書」という。）

２ 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金を交付するものとする。

（代理受領）

第１２条 前２条の規定にかかわらず、助成決定者が希望する場合は、次項から第６項までの例により、代理受領方式によることができる。

２ 助成決定者は、補聴器を受け取ったときに、当該補聴器の購入費から第７条に規定する助成額を控

除した額（以下「利用者負担額」という。）を支払うとともに、補聴器の受領年月日を記入し、署名した支給券を補聴器業者に提出するものとする。この場合において、補聴器業者は、当該支払いをした助成決定者に対し領収書を交付し、その写しを保管しなければならない。

3 助成決定者は、前項の規定により補聴器を受け取る際に、支給券により補聴器業者に助成金の代理請求及び代理受領の委任を行うものとする。

4 補聴器業者は、市長に対し助成金の請求を行おうとするときは、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金請求書（業者請求用）（様式略）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、利用者負担額がないときは、第2号に掲げる添付書類を、デジタル式補聴器調整加算がないときは、第3号に掲げる添付書類を、それぞれ省略する。

（1） 助成決定者から受領した支給券

（2） 第2項に規定する領収書の写し

（3） デジタル式補聴器調整証明書

5 市長は、補聴器業者から前項の規定に基づき助成金の請求があったときは、審査のうえ、支払うことが適当であると認めるときは、助成金を支払うものとする。

6 市長は、助成金の支払いに関して必要があると認めるときは、補聴器業者又はその従業員その他関係する者に対し、質問若しくは照会又は文書の提出若しくは提示を求めることができる。

（決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。

（2） 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

（3） その他補聴器購入費の助成が不相当と市長が認めるとき。

（台帳の作成）

第14条 補聴器購入費の助成に当たり、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成台帳（様式略）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月12日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、平成25年度中に18歳に達した者については、施行日から平成26年3月31日までの間に申請することができるものとし、この場合に限り、平成25年4月1日から適用する。

2 前項の規定の適用を受ける者のうち、18歳に達する日以後に申請を行った者については、第3条第1号の規定中「申請しようとする月」とあるのは「18歳に達した日の前日の属する月」と、「申請が」とあるのは「18歳に達した日の前日が」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月16日（以下「施行日」という。）から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第3条第2項の規定は、同年7月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日より前に現に旧様式により申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用 年数	備考
高度難聴用ポケット型	137,000円	補聴器本体(電池を含む)、 イヤモールド	5年	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
高度難聴用耳かけ型				
重度難聴用ポケット型				
重度難聴用耳かけ型				
耳あな型 (レディメイド)				
耳あな型 (オーダーメイド)		補聴器本体(電池を含む)		
骨導式ポケット型		補聴器本体(電池を含む)、 骨導レシーバー、ヘッドバンド		
骨導式眼鏡型	補聴器本体(電池を含む)、 平面レンズ			

(注) 補聴器の種類は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)に定める補聴器とする。

別表2（第4条関係）

補聴システム (FM型・デジタル方式)	1台当たりの 基準価格	備考
ワイヤレスマイク	98,000円	更新する場合は、前回支給から5年以上経過していること。
受信機	80,000円	
オーディオシュー	5,000円	